

平成 29 年 5 月 31 日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
代表執行役社長 平野 信行



当社は、平成 29 年 2 月 10 日付で三菱UFJ 信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号。以下「MUTB」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、当社が、MUTB に対して、当社が本日付で株式会社三菱東京 UFJ 銀行から現物配当を受けた Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S. A. の普通株式 285,900 株を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

平成 29 年 5 月 31 日

2. 吸収分割承継会社における債権者異議手続の経過

吸収分割承継会社である MUTB は、会社法 799 条第 2 項に従い、平成 29 年 2 月 24 日付の官報及び日本経済新聞において債権者に対する本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

MUTB は、当社から、本吸収分割の効力発生日である平成 29 年 5 月 31 日をもって、当社が本日付で株式会社三菱東京 UFJ 銀行から現物配当を受けた Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S. A. の普通株式 285,900 株を承継しました。承継した資産の額は 3,182 百万円です。

4. 吸収分割についての変更登記の日

本吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の変更登記申請は、平成 29 年 6 月 1 日に行う予定です。

以上